

＝ 手続きガイド（死亡） ＝

令和5年4月

※奥出雲町役場で必要な手続きを記載しています。手続きの必要がない場合もあります。

※「必要なもの」を持参してください。

※手続きによっては、委任状が必要な場合があります。

※窓口においていただく方の本人確認ができる書類（運転免許証など）を持参してください。

	手続きの名称等	必要なもの	手続きできる方	
戸籍・住民登録	◆死亡届(済)			
	☐ 世帯主であった→世帯主変更手続き	※同一世帯員でない場合は委任状 印鑑登録証	同一世帯員 誰でも可能	仁多庁舎 町民課
	☐ 印鑑登録有り→登録証の返却			
	☐ 住基カード有り→カードの返却	住基カード	誰でも可能	横田庁舎 税務課
	☐ マイナンバーカード、通知カード返却	マイナンバーカード 通知カード	誰でも可能	
国保・年金	☐ 国民健康保険に加入していた →資格喪失届 →保険証の返却 →世帯主が亡くなった場合は、同一世帯の加入者の保険証の交換 ※同一世帯で国民健康保険の限度額摘要認定の交付を受けている方は、認定証の交換及び適用区分の変更がある場合がある。 →葬祭費の申請 →相続人代表者指定届	資格者証(保険証)	相続人または同一世帯員	仁多庁舎 町民課 健康福祉課 横田庁舎 税務課
	☐ 後期高齢者医療に加入していた →資格喪失届 →保険証の返却 →葬祭費の申請 →相続人代表者指定届 →高額医療等の振込口座変更届 →高額療養費の支給申請 福祉医療該当者 →高額療養費の申請 →高額介護合算療養費の申請	資格者証(保険証) 相続人または同一世帯員の銀行口座がわかるもの	相続人または同一世帯員	
	☐ 年金に加入、又は受給していた →年金に関する手続き	年金証書	相続人または同一世帯員	

	手続きの名称等	必要なもの	手続きできる方	
児童福祉	□児童手当を受けていた受給者、または手当の対象児童が亡くなった →受給者の変更手続き →手当額の改定手続き ※亡くなった日の翌日から15日以内に手続きが必要です。	[受給者死亡の場合] ・今後児童を養育する者の健康保険証のコピー、銀行口座が分かるもの ・児童の銀行口座が分かるもの ※その他にも別途書類が必要となる場合があります。	[受給者死亡の場合] 今後児童を養育する者 [児童死亡の場合] 児童を養育していた者	仁多庁舎 こども家庭支援課 福祉事務所 横田庁舎 税務課
	□児童扶養手当(ひとり親世帯対象)の説明を受ける ※該当しない場合もあります。 →夫又は妻が亡くなり、養育する子どもがいる →手当を受けていた受給者、もしくは手当の対象児童が亡くなった	[児童死亡の場合] [受給者・受給者の児童が死亡の場合] ・児童扶養手当証		
	□乳幼児等医療を受けていた →資格証の返却、資格喪失手続き □しまね子育て応援パスポート(こっころ)の変更または返還手続き ※該当しない場合もあります。	乳幼児等医療費受給資格証 こっころパスポート		
	□同一地番(別世帯も含む)で幼稚園に入所している、または入所申込中の児童がいる →世帯状況の確認及び保育料の納付方法の確認		保護者若しくは保護者が記入した書類を代理人が持参する	
福祉	□身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳を持っていた →手帳の返還、返還手続き	手帳	誰でも可能	仁多庁舎 福祉事務所 横田庁舎 税務課
	□特別児童扶養手当を受けていた、または手当の対象者が亡くなった →証書の返却・受給資格の喪失手続きまたは手当額の改定手続き	[手当受給者が亡くなった場合] 証書、手当受給者の配偶者等の通帳 [手当の対象者が亡くなった場合] 証書	[手当受給者が亡くなった場合] 手当受給者の配偶者等 [手当の対象者が亡くなった場合] 手当受給者	

福 祉	☐ 特別障がい者手当・障がい者児童福祉手当を受けていた →受給資格の喪失手続き	相続人の通帳	相続人または同一世帯員	仁多庁舎 町民課 福祉事務所 横田庁舎 税務課
	☐ 高齢者・障がい者福祉タクシー利用券を持っていた →利用券の返還	利用券	誰でも可能	
	☐ 自立支援医療受給者証を持っていた →受給者証の返還	受給者証 相続人の通帳	相続人または同一世帯員	
	☐ 障がい者福祉サービスの支給決定を受けていた →受給者証の返還	受給者証	誰でも可能	
	☐ 福祉医療を受けていた →医療証(資格証)の返却、資格喪失手続き	医療証(資格証) 相続人の通帳	相続人または同一世帯員	
	☐ 腎臓機能障がい者通院交通費助成を受けていた →資格の喪失手続き	相続人の通帳	相続人または同一世帯員	
介 護 介 護	☐ 恩給を受けていた →総務省人事・恩給局へお問合せください TEL 03-5273-1400			仁多庁舎 健康福祉課 横田庁舎 税務課
	☐ NHK放送受信料の減免を受けていた →NHK松江放送局へお問合せください TEL 0852-32-0702			
	☐ 介護保険証を持っていた →介護保険証の返却、資格喪失手続き	介護保険証	誰でも可能	
	☐ 介護保険料を納めていた(65歳以上) →保険料相続人代表者指定届の手続き	通帳	相続人代表者	
	☐ 介護保険高額介護サービス費を受給していた →高額介護サービス費支給申請書の記入	通帳	相続人	

税 金	☐ 奥出雲町に税金 を納めていた (住民税・固定資産税・軽自動車税・国保税) →納税承継申告書、口座振替依頼書提出 納付相談 ☐ 原動機付自転車、農耕車 などを所有して いた(奥出雲町ナンバー) →名義変更または廃車の手続き ※島根ナンバー(軽四輪、小型二輪、軽二 輪)を所有していた方は、軽自動車検査協 会島根事務所で名義変更または廃車の手 続きを行ってください。 Tel 050-3816-3083 ☐ 固定資産の相続登記 →松江地方法務局出雲支局へお問合せく ださい。Tel 0853-21-0721	金融機関届出印 (ナンバープレート)	相続人または同一 世帯員 相続人または同一 世帯員、委任者	仁多庁舎 町民課 横田庁舎 税務課
空 き 家	☐ 居住していた家屋が空き家 になる →空き家バンクの相談窓口へ		相続人	仁多庁舎 定住産業課
教 育	☐ 小中学校の子供がいる →保護者名変更手続き		新たに保護者とな る方	横田庁舎 教育魅力課
生 活	☐ 上水道 を使っていた →継続)所有者使用者名義変更手続き 口座振替依頼書提出 →中止)休止中止手続き ☐ 下水道 を使っていた →継続)所有者使用者名義変更手続き 口座振替依頼書提出 人数変更手続き →中止)休止中止手続き	金融機関届出印 金融機関届出印	相続人または同一 世帯員 相続人または同一 世帯員	仁多庁舎 町民課 横田庁舎 水道課
生 活	☐ 情報 を使っていた →継続)使用者変更手続き 人数変更手続き 口座振替依頼書提出 →中止)休止・脱退手続き	金融機関届出印	相続人または同一 世帯員	仁多庁舎 町民課 横田庁舎 税務課

	☐ 各種料金の口座変更 →口座振替依頼書提出 ☐ 犬を飼っていた →飼い主変更の手続き等	金融機関届出印	相続人または同一世帯員 相続人または同一世帯員	仁多庁舎 町民課 横田庁舎 税務課
農業者年金	☐ 農業者年金に加入していた →死亡一時金の受け取り手続き (該当しない場合もあります) ☐ 農業者年金を受けていた →受給権者死亡届及び未支給年金請求手続き (未支給請求は、該当しない場合もあります)	農業者年金証書または農業者年金被保険者証 死亡日が確認できる戸籍等 請求者と続柄を確認できる戸籍等 (未支給年金・死亡一時金を請求する場合)	相続人等 ※未支給年金・死亡一時金を請求する場合は、請求順位が最も高い者 ※問合せ先 JAまたは農業員会	最寄りのJA店舗 横田庁舎 農業委員会
農地	☐ 農地を所有していた →農地を相続した旨の届出	相続登記が完了したことが分かる書類	相続人	横田庁舎 農業委員会
	☐ 開発農地、圃場整備組合員 →組合員資格喪失届の提出	認印	相続人または同一世帯員	横田庁舎 土地改良区
森林	☐ 森林を所有していた (地域森林計画の対象になっている森林) →森林を相続した旨の届出 (相続登記が完了してからの手続きになります)	登記事項証明書等 森林の位置を示す地図	相続人	仁多庁舎 環境政策課

奥出雲町役場 〒699-1592 島根県仁多郡奥出雲町三成 358 番地 1
TEL 0854-54-1221 (代表)

【仁多庁舎】 〒699-1592 島根県仁多郡奥出雲町三成 358 番地 1

町 民 課 【1 階】	TEL 0854-54-2510
健康福祉課 【1 階】	TEL 0854-54-2511
こども家庭支援課 【2 階】	TEL 0854-54-2504
福祉事務所 【2 階】	TEL 0854-54-2541
環境政策課 【2 階】	TEL 0854-54-2513
定住産業課 【2 階】	TEL 0854-54-2524

【横田庁舎】 〒699-1832 島根県仁多郡奥出雲町横田 1037 番地

税 務 課 【1 階】	TEL 0854-52-2671
水 道 課 【1 階】	TEL 0854-52-2676
農業委員会 【1 階】	TEL 0854-52-2680
土地改良区 【2 階】	TEL 0854-52-2112

奥出雲町ホームページ <https://www.town.okuizumo.shimane.jp/>